

## 同族会社における株主総会

Q：当社は株式会社ですが同族会社のため、株主総会を実質上開催しておりません。法的に問題は無いでしょうか。

A：1. 株式を上場または店頭公開している会社はさておき、貴社のような同族会社の場合や社長がすべてを取り仕切るワンマン会社の場合は、書類上株主総会を開催したかのような形式だけ整えて実際には株主総会を開催していないケースが時折見受けられます。しかし、これは明らかに商法に違反する行為です。取締役や監査役が刑事罰を受ける可能性もあります。

2. まず、法律に定められたあるべき株主総会の概略を説明します。

株主総会は、毎年1回、一定の時期に開催することを要します（定時総会—この他に必要に応じて開かれる臨時総会があります）。株主が誰か（株主総会において議決権を行使し、または配当を受領する権利があるのは誰か）を確定する関係から一般的には決算日から3ヵ月以内に開催されます（3月決算の会社が6月の一定日に集中して株主総会を開催することが多いのはご存知かと思います）。取締役会において株主総会の議題を決定し、株主総会開催日の2週間前までに書面によって全株主に招集通知を出さねばなりません。招集通知には、発信日付、名宛人（株主各位と表示されることが多いようです）、招集者（一般には代表取締役）、招集文言、開催日時・会場、会議の目的事項（報告事項および決議事項）、議案の要領などを記載するのが一般的です。報告事項とは一般的には営業報告であり、決議事項とは一般的には貸借対照表・損益計算書・利益処分案の承認、取締役・監査役の選任、定款の変更、新株の発行などです（但し、商法特例法の大会社の場合、報告事項・決議事項の範囲が変わります）。

株主総会の開催地は、本店所在地またはこれに隣接する市町村（東京都の場合は区）です。株主総会を招集しなかったり、法定の開催地以外の場所で開催しますと、取締役、監査役は100万円以下の過料に処せられます。

株主総会の前に計算書類、附属明細書の承認を取締役会で行う必要があります。

株主総会では、取締役は株主からの質問に答える義務があります。但し、①会議の目的事項に関しないとき、②説明することにより株主の共同の利益を著しく害するとき、説明をするにつき調査を要するとき、③その他正当の事由があるときには説明をする必要はありません。説明をすべきであるのに説明を怠りますと、同じく100万円以下の過料に処せられます。また、株主総会決議取消訴訟を提起されることもあります。

株主総会の決議は、通常の議案は過半数ですが、特に重い決議要件を定めた特別決議事項もあります。

株主総会が終了したら直ちに議事の経過、要領およびその結果を記載した議事録を作成し、議長および出席取締役が署名した議事録本体を本店に10年間、支店があればコピーを支店に5年間備えおくことを要します。この登記されている事項の変更登記は、株主総会から2週間以内に申請することを要します。

3. 貴社のように株主総会を開催していない株式会社は、この議事録だけを形式上作成し、取締役就任（または解任、辞任）登記、資本金変更（増資など）、定款変更などの登記申請に添付しているようです。

しかし、議事録の作成を怠ったり不実の記載をしたり（開催していないのに開催した旨の記載をすることもこれに該当します）、本店・支店への備え置きをしなかったりしますと、やはり100万円以下の過料に処せられます。

4. 以上の理屈は有限会社（社員総会）でもほぼ同様です。

5. 株主総会を開催せず議事録だけ作成する方法をとった場合の会社経営上の不利益（今回述べた刑事罰を除く）は次回お話しします。